

平成29年第37回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成29年第37回岩手町農業委員会総会は、平成29年4月20日、午後1時、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (3) 議案第3号 岩手農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 山口 弘
- 2番 中村 重信
- 3番 國枝 金一
- 4番 細野 清悦
- 5番 井戸 ツヨミ
- 6番 黒澤 金一
- 7番 太布 光則
- 8番 田中 正志
- 9番 遠藤 美江子
- 10番 佐々木 金見
- 11番 横澤 稔秋
- 12番 澤村 博美
- 13番 佐々木 夏子
- 14番 千葉 静子
- 15番 幅 清一
- 16番 福士 好子
- 17番 遠藤 幸夫
- 18番 佐々木 由和(職務代理)
- (議長)19番 松本 良子(会長)

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- | | |
|-----------|--------|
| 農業委員会事務局長 | 民部田 政彦 |
| 農地振興係主幹 | 滝川 勉 |
| 副主幹 | 府金 昌代 |
| 主任 | 畑中 功 |

(開会時刻 午後1時)

議 長 ただいまから第37回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。15番幅清一委員、16番福士好子委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります、議案3件の提出があります。お諮りします。議案3件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案3件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、ご説明いたします。

受付番号1番、4番、9番は売買による所有権移転案件でございます。

受付番号1番、土地の所在は川口第4地割地内の田1筆、面積665平方メートルを記載の者が記載の金額で売買しようとするものです。

受付番号4番、土地の所在は一方井第6地割地内の田1筆、面積3,091平方メートルを記載の者が記載の金額で売買しようとするものです。

受付番号9番、土地の所在は江刈内第32地割地内の畑3筆、合計面積2,919平方メートルを記載の者が記載の金額で売買しようとするものです。

1番は1反歩あたり45,112円、4番が1反歩あたり161,759円、9番が91,869円となっております。

続いて6ページ、受付番号2番、5番は賃貸借権設定案件でございます。

受付番号2番、土地の所在は土川第4地割地内の現況地目畑、面積125,071平方メートルのうち30,000平方メートルを記載の者が記載の金額で10年間賃貸借しようとするものです。

受付番号5番、土地の所在は江刈内第24地割、26地割及び第28地割地内の畑1筆、田4筆、合計面積16,681平方メートルを記載の者が記載の金額で5年間賃

貸借をしようとするものです。

続いて受付番号3番、6番、7番は11ページ、贈与による所有権移転案件でございます。

受付番号3番、土地の所在は葉木田第2地割地内の畑1筆、1,383平方メートルを贈与し所有権移転をしようとするものです。

受付番号6番、土地の所在は土川第8地割地内の畑1筆、面積435平方メートルを父から子に贈与し所有権移転をしようとするものです。

受付番号7番、土地の所在は川口第38地割地内の田1筆、面積1,335平方メートルを贈与し所有権移転をしようとするものです。

続いて15ページ、受付番号8番は使用貸借権設定案件でございます。

土地の所在は一方井第1地割、第2地割、第4地割、第5地割及び第13地割地内の田5筆、畑5筆、合計面積40,850平方メートルの土地を記載の者が30年間使用貸借しようとするものです。

以上で議案第1号に係る説明を終わります。

議 長 続いて、現地調査の報告を調査委員からお願いいたします。

5番井戸委員 受付番号1番の農地の売買の件について、委員番号5番井戸より現地調査の結果を報告いたします。農地の所在は雪浦地区で、●●からみて北西へ300メートルほど先にある農地でした。現地を確認しましたところ、適正に利用されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。以上で報告を終わります。

12番澤村委員 受付番号4番の農地の売買の件について、委員番号12番澤村より現地調査の結果を報告いたします。本日、午前9時から事務局2名と14番千葉委員、15番幅委員委員と私とで現地を確認して参りました。

農地の所在地区は中田地区で、●●から西へ150メートルから200メートル位行ったところにある農地でした。現地を確認しましたところ、大きな1枚の田んぼとして場所も良く、農地として適正に利用されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。

4番細野委員 受付番号9番の農地の売買の件について、4番細野より現地調査の結果を報告いたします。地区は岩瀬張地区で、●●から見て東へ100メートルほど先の譲受人の自宅付近にある農地でした。現地を確認しましたが、農地として適正に利用されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。以上です。

8番田中委員 受付番号2番の農地の貸借の件について、委員番号8番田中より現地調査の結果

を報告いたします。地区は下浮島地区で●●のふもとにある農地でした。現地を確認しましたが、農地として適正に利用されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認して参りました。以上報告を終わります。

12 番澤村委員 受付番号5番の農地の賃借の件について報告します。農地の所在地区は江刈内地区で、いずれも県道付近に3ヵ所に点在する農地でした。地図を見ていただければ分かると思います。地図の5の1と5の3は草地となっており、5の2は水田として利用されておりました。草地となっているところは畑にでも使用されるのかなと見て参りましたが、農地としては適正に利用されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。以上で報告終わります。

14番千葉委員 11ページの3番、6番を委員番号14番の千葉から報告いたします。

受付番号3番の農地の贈与の件について報告します。

農地の所在地区は葉木田地区で、●●から北へ300メートルほど先のところにある農地でした。現地を確認しましたところ、農地として適正に利用されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認して参りました。

受付番号6番の農地の贈与の件について報告します。

農地の所在地区は土川地区で●●から西へ150メートルほど先にある農地でした。現地を確認しましたところ、農地として適正に利用されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認して参りました。以上です。

15番幅委員 受付番号7番の農地の贈与の件について、15番幅より現地調査の結果を報告いたします。

地区は相寅瀬地区で、●●から見て北へ100メートルほど先の譲受人の自宅裏にある農地でした。現地を確認しましたが、農地として適正に利用されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。以上です。

10 番佐々木委員 受付番号8番の農地の賃借の件について、10番佐々木より現地調査の結果を報告いたします。

地図を見ながら説明いたします。8の1これは畑です。●●より北へ300メートルくらい行って右に高台に上がったところの現地は草地で、草取りはしてあり、手入れはされておりました。同じく8の1、黒石●●より東に200メートルくらいのところにおりました。作付けはしてありませんでした。次に8の2これは畑

です。これは黒石の●●より東に200メートルくらい行った道路沿い、これも草地になっており、今は手入れされてありました。次に8の3、中田地区になります。●●を過ぎて、30メートルくらい行った右側の高台です。これも草地の状態です。8の4中田地区の田んぼ道路の中間付近の右側です。去年までは別の方が作付けしていましたが、今年は自分がやっていくようにしていました。8の5、一方井の●●方向へ300メートルくらい行った左側で●●の跡地の高台で、草地になっております。現地を確認しましたところ、いずれの農地も適正に利用されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認して参りました。以上で報告を終わります。

議 長 ただいま第1号議案について現地調査の報告をいただきました。これについて質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

17番遠藤委員 受付番号8番、30年間という農地の使用貸借ですが、金額はいくらですか。

事 務 局 これは使用貸借なので無償です。

17番遠藤委員 はい、わかりました。それから、3番の譲渡人と譲受人、これは兄弟の方ですか。

事 務 局 親戚か何かに当たる方で、譲受人の●●さんは●●さんの子供さんです。

17番遠藤委員 はい、わかりました。

9番遠藤委員 7番の件についてです。譲渡人の●●さんは●●さんの息子さんですが、父親の●●さんが所有していた頃は、農地代金を譲受人に払っていたということを聞いたことがありますか。

事 務 局 前はお金もらっているけれども、今回は贈与で、3条の許可をもらって登記するという考えなのだと思います。

9番遠藤委員 いずれにしても、農地がうまい具合に利用される状態であればよいと思います。

事 務 局 そのとおりです。

議 長 あとございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。別紙のとおり、農地法施行令第15条第1項の規定により提出された許可申請について、同条第2項の規定により意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号についてご説明いたします。農地法第5条の規定による許可申請に対する可否の決定について、受付番号1番、土地の所在は江川内第32地割地内の畑1筆、面積3,964平方メートルの土地に牛舎等の建設のため、記載の者が記載の金額で売買し所有権移転をしようとするものです。以上で議案第2号に係る説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査の報告を調査員の方よりお願いいたします。

4番細野委員 議案第2号、受付番号1番の農地法第5条による農地の転用の件について、4番細野より、現地調査の結果を報告いたします。

地区は岩瀬張地区で、●●から見て100メートルほど先の申請人の自宅付近にある農地でした。現地を確認しましたところ、きちっと管理されておりまして、何も問題が無く、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認して参りました。

議 長 現地調査の報告が終わりました。皆さんの方から質疑を受けたいと思います。

15番幅委員 1反歩あたりいくらになりますか。

事 務 局 91,869円でございます。

議 長 あとございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第3号、岩手農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、岩手町長より別紙のとおり変更したい旨の申し出があった岩手業振興地域整備計画変更申出書について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号についてご説明いたします。今回の議案第3号は農業振興区域の変更に係る案件、6件でございます。

25 ページから 30 ページの案件からご説明いたします。

本件は父名義の農業用施設用地に子が農家住宅を建設し、地目を将来的に宅地に変更しようとするものです。

31 ページから 36 ページの案件についてご説明いたします。

本件は父名義の農用地に子が農家住宅を建設し、地目を将来的に宅地に変更しようとするものです。

37 ページから 42 ページの案件についてご説明いたします。

本件は祖父名義の農用地に孫が住宅を建設し、地目を将来的に宅地に変更しようとするものです。

44 ページから 48 ページの案件についてご説明いたします。

本件は 44 ページに記載の田4筆、合計面積 2,289 平方メートルの農用地に太陽光発電設備を建設し、地目を将来的に雑種地に変更しようとするものです。

49 ページから 54 ページの案件についてご説明いたします。

本件は農用地に堆肥舎、農機具格納庫、農業資材庫建設のため、農業用施設用地に区分変更をするものです。

55 ページから 60 ページの案件についてご説明いたします。

本件は農用地に牛舎、堆肥盤を建設のため、農業用施設用地に区分変更をするものです。

少し補足すると、今後も転用が出てくると思われます。今回は、農業振興地域の用地を宅地にしたり農業用施設用地にするという議案でございます。以上で議案第3号に係る説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。この件につきまして、皆さんの方から質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第3号、岩手農業振興地域整備計画変更申出書に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議 長 この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第37回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後1時37分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長

印

15番

印

16番

印